

青森港新中央埠頭活用推進調査等業務の質疑応答一覧

No	質問内容	回答
1	「同種業務：港湾用地の開発計画トータルデザイン等業務」は、港湾計画及び港湾長期構想策定に係る検討業務が該当する解釈で相違ないか。	相違ありません。
2	<p>①賑わい施設について「誘致」との記載があるが、例えば県が予算を確保し施設を整備する可能性などはあるか。</p> <p>②賑わい施設の種類について、多くの文化施設は収益性のある施設ではなく、自治体が年間の運営費を確保する必要がある。上記のような収益性に乏しい施設も「賑わい施設」として整備する可能性はあるか。</p>	<p>本事業において、県が自ら予算を確保し当該土地を活用することや、行政が年間の運営費を確保することは想定していません。</p> <p>なお、県を含めた行政等の役割について提案がある場合は、特定テーマ（通年での活用が期待される賑わい施設の種類や分譲方法について）において、業務の目的に即したものであるかを踏まえ、評価します。</p>